（在外公館等借入金返済実施規程の一部改正）

第四条　在外公館等借入金返済実施規程（昭和二十七年大蔵省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（返済金の受領） **第四条**　第二条の規定による返済通知書の交付を受けた受取人は、返済通知書の領収証欄に所定の記入をし、これに在外公館等借入金の確認に関する法律（昭和二十四年法律第百七十三号）第六条の規定により外務大臣から発給された在外公館等借入金確認証書を添えて指定取扱店に提出し、これと引換に借入金の返済を受けるものとする。 ２　［略］ **第１号書式** （略） 第１号書式（第２条） 在外公館等借入金支払済通知書 （表面） （裏面） 在外公館等借入金返済通知書 （表面） （裏面）	（返済金の受領） **第四条**　第二条の規定による返済通知書の交付を受けた受取人は、返済通知書の領収証欄に所定の記入及びなつ印をし、これに在外公館等借入金の確認に関する法律（昭和二十四年法律第百七十三号）第六条の規定により外務大臣から発給された在外公館等借入金確認証書を添えて指定取扱店に提出し、これと引換に借入金の返済を受けるものとする。 ２　［同上］ **第１号書式** （略） 第１号書式（第２条） 在外公館等借入金支払済通知書 （表面） （裏面） 在外公館等借入金返済通知書 （表面） （裏面）